

令和7年第3回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和7年8月4日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 議案第40号 | 節婦町地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について |
| 第 5 議案第41号 | 新冠温泉宿泊棟新館およびレストラン棟外部改修工事ほか1件請負契約の締結について |
| 第 6 議案第42号 | 財産の取得について（住民基本台帳ネットワークシステム機器の購入） |
| 第 7 議案第43号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算 |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 酒 井 益 幸 君 | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長 浜 謙太郎 君 | 4番 中 山 千鶴子 君 |
| 5番 野 中 一 生 君 | 7番 秋 山 三津男 君 |
| 8番 但 野 裕 之 君 | 9番 武 藤 勝 國 君 |
| 10番 武 田 修 一 君 | 11番 氏 家 良 美 君 |

◎欠席議員（1名）

- 6番 竹 中 進 一 君

◎出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 山 本 政 嗣 君 |
| 副 町 長 | 佐 藤 正 秀 君 |
| 教 育 長 | 下 川 徳 久 君 |
| 総 務 課 長 | 島 田 和 義 君 |
| 企 画 課 長 | 佐 渡 健 能 君 |

町民生活課長
 保健福祉課長
 建設水道課長
 建設水道課参事
 農業委員会事務局長
 会計管理者兼税務課長
 診療所事務長
 特別養護老人ホーム所長
 町有牧野所長
 管理課長
 社会教育課長
 総務課総括主幹
 企画課総括主幹
 町民生活課総括主幹
 代表監査委員

谷藤 聡 君
 新宮 信幸 君
 関口 英一 君
 寺西 訓 君
 三宅 範正 君
 今村 力 君
 杉山 結城 君
 竹内 修 君
 湊 昌行 君
 佐々木 京 君
 工藤 匡 君
 小林 和彦 君
 下川 広司 君
 曾我 和久 君
 妹尾 巨知 君

◎議会事務局

議会事務局長
 議会事務局庶務係長

田村 一晃 君
 榊 拓己 君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。竹中議員は一身上の都合により本日欠席しております。ただいまから令和7年第3回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告いたします。

議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、野中一生議員、7番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を御手元に配付しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第40号

○議長（氏家良美君）日程第4、議案第40号、節婦町地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第４０号、節婦町地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について提案理由を御説明いたします。

令和７年７月２４日、指名競争入札に付した節婦町地区津波避難タワー建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきましては、１、契約の目的、節婦町地区津波避難タワー建設工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、５億３５７０万円。４、契約の相手方、宮坂建設工業久保田組特定建設工事共同企業体、代表者、北海道帯広市西１３条１４丁目１番地２、宮坂建設工業株式会社代表取締役宮坂寿文。構成員、北海道新冠郡新冠町字北星町５番地の９、株式会社久保田組代表取締役廣島功。なお、工期につきましては、契約の翌日から令和８年１２月１８日と定めております。

このたびの工事は、債務負担行為限度額を設定し、２カ年一括発注するものでございます。建設場所につきましては、節婦市街地の中心に位置し、節婦生活館横の町有地に建設するものでございます。当該施設建設に当たりましては、日本海溝千島海溝沿いの巨大地震による津波の被害想定が発表され、当町の津波による死者数は最大で人口の約半分に当たる２６００人と想定され、中でも、節婦町地区においては、高台や津波避難場所がなく、津波到達時間までに避難を完了することが困難な地域であることから、津波避難施設の整備が急務であるため、国の社会資本整備総合交付金防災安全交付金事業の採択を受けて、整備を進めてきたものであります。

工事概要を説明いたしますので、次ページの議案第４０号説明資料の図面を御覧ください。左上に記載していますが、工事位置は新冠町字節婦町。工事内容は、津波避難タワー１棟、鉄筋コンクリート造、ＲＣ造二階建て、延べ面積２６０．５３平方メートル、外構一式であります。御手元の説明資料の右側に完成イメージを添付しておりますので、後刻御覧ください。

以上が議案第４０号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第４０号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第４０号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４１号

○議長（氏家良美君） 日程第５、議案第４１号、新冠温泉宿泊棟新館およびレストラン棟外部改修工事ほか１件請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第４１号、新冠温泉宿泊棟新館およびレストラン棟外部改修工事ほか１件請負契約の締結について、提案理由を御説明いたします。

令和７年４月２４日、指名競争入札に付した新冠温泉宿泊棟新館及びレストラン棟外部改修工事ほか１件について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきましては、１、契約の目的、新冠温泉宿泊棟新館およびレストラン棟外部改修工事ほか１件。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、６０５０万円。４、契約の相手方、北海道新冠郡新冠町字節婦町２３１番地、有限会社金平組代表取締役金平義隆。なお、工期につきましては、契約の翌日から令和８年１月３０日と定めております。

このたびの施設改修につきましては、老朽化対策改修工事であり、新冠温泉宿泊棟新館及びレストラン棟の屋根葺き替え及び外部塗装等の更新を行うものでございます。同施設は、平成２８年度に温泉棟の屋根葺き替え工事及び宿泊棟本館の改修と一部丸太柱脚部の改修を実施しており、今回は未改修でありました箇所について改修するものでございます。

工事概要を説明いたしますので、次のページの議案第４１号説明資料の図面を御覧ください。左上囲みの欄内に記載していますが、工事位置は新冠町字西泊津。工事内容は、①新冠温泉宿泊棟新館及びレストラン棟外部改修工事です。１の屋根の葺き替え及び外部塗装一式更新の内訳は、宿泊棟新館カラーガルバリウム鋼板６６８．４平方メートル。木部保護塗料８４６．０平方メートル。レストラン棟カラーガルバリウム鋼板１６８．０平方メートル、木部保護塗料２９０．１平方メートル。次に、②の温泉新冠温泉丸太柱脚部ほか更新工事、１、丸太柱脚部の腐食部除去及び更新２４カ所でございます。御手元の資料について、屋根のふき替えの改修イメージと丸太柱脚部の改修イメージ資料を添付しておりますので、後刻御覧ください。

以上が議案第４１号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださる

ようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第４１号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第４１号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第４１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第４２号

○議長（氏家良美君） 日程第６、議案第４２号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第４２号、財産の取得について、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由を御説明申し上げます。本議会に係る財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に定める予定価格が１０００万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を要する取得であり、議会の承認を頂いた後、同財産を取得しようとするものでございます。

それでは、取得する財産等について１から御説明します。今回取得する財産ですが、住民基本台帳ネットワークシステム機器で、町が保有する住民基本台帳システムの情報を国等の住基ネットに送るために必要なコミュニケーションサーバー等を一式取得するものでございます。２の取得の目的でございますが、既存機器は令和元年度に取得したものでございまして、耐用年数が到来することから、システムの安全性を図るため更新を行うものでございます。３、取得金額は１０５４万９千円です。４、契約の相手方ですが、札幌市中央区北４条西６丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長棚野孝夫です。

以上が議案第４２号、財産の取得に係る提案理由です。御審議を賜り提案どおり御決定

くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第42号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい、8番但野です。ただいま説明を受けまして、耐用年数が来たことから入れ替えるということで、今回入れ替える新しい機器の耐用年数は何年ほど見込んでるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 昨年度、機器更新のとき6年を想定しております。今回も6年です。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○8番（但野裕之君） それでは、だいたいまた6年後にまた機器の入れ替えを図るという認識でよろしいでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） そのとおりでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。2点伺います。1点目は、このシステムが導入されるとき政府は、2018年度ですか、これを比べて各自治体の負担を3割削減できると説明しておりました。しかし、実際上はその後、毎年各自治体の負担が増えて、町村会の調査では平均2.25倍に増えているという報告です。1点目は、この新冠ではどれぐらいの負担増になっているのか。その倍数でもいいですし、あと金額で教えていただければ都合良いと思います。それから2点目ですけれども、この問題については、全国知事会、市長会、町村会揃って当初の話と違うちゅうことで、全額国庫負担を求めるという緊急要望を4月までに出しております。それで、それに対する政府の反応といいますか、動き、これについて伺います。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） まず1点目の金額の増額という点につきましては、申し訳ございません、これにつきましては、こちらのほうで把握してございません。2点目、市町村の国庫負担金額の増額要請、その後どうなったかということで、これについても国からの特段の指示等はございません。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） はい。ただいまの御質問で関連あるかと思しますので、私のほうからも補足いたしますが、全国で今、市町村の行政システム、これを標準化に向けて動きがございます。これに対して導入費、これについては国庫が全額負担するということなんです、ランニングコスト、維持管理費ですね、これについては市町村の負担という

ことになっております。この金額が新たなガバメントクラウドということに移行することに伴いまして、経費が増大しております。これについて、全国市長会、町村会それから地方6団体がですね、このランニングコストについても国の費用を求めるという要請をしております。ただそれに対する回答というのはまだございません。以上でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第43号、令和7年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第43号、令和7年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計補正予算、このたびは2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3647万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億954万9千円にしようとするものです。

事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3647万8千円の追加は、説明欄1、新冠町定額減税不足額給付金支給事業で、令和6年度に実施をした定額減税調整給付金は、令和5年の所得情報をもとに給付額を算定し給付したのですが、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額の確定に伴い、本来支給すべき給付額と既に支給をした令和6年度の給付額に、不足額が生じているもの等に対して、その差額分を支給する事業でございます。全額が国費で賄われます。3節職員手当等100万円は、職員の時間外手当。10節需用費34万4千円は、コピー用紙等の購入及び封筒の印刷製本費。11節役務費22万

4千円は、郵便料及び口座振込手数料。18節負担金補助及び交付金3491万円は、給付対象者を1047人と見込み、計上しており、詳細は説明資料のとおりです。

次に、歳入について説明いたしますので、6 ページから 7 ページをお開き願います。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 3 6 4 7 万 8 千円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出に計上した新冠町定額減税不足額給付金支給事業に対する交付金です。

以上が議案第４３号、令和７年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第４３号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。先ほどの全員協議会でも、大まかな説明を頂いたところでありますけれども、今般この議決後における町民周知、または給付金の案内の状況と、細かなちよつと説明を頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） はい、御説明申し上げます。事務の流れでございますけども、これから準備を整えまして、8月下旬になりましたら対象者に対する案内書、申請が必要な者に対しては申請書の送付等を行いまして、9月の1日から受付を開始した後、中旬以降から受給をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、ありがとうございます。それで対象1と対象2ということで先ほど説明を受けました。対象1に関しましては大方作業が終え、途中だとは思いますが、その対象2についてちょっと伺いたいと思いますけれども、これ①から③ということで、これ所得の部分にまつわるところです。②が個人事業主さんが主なのかなというふうに思うんですが、それと②と③、低所得者給付金の対象でない世帯に対してですから、令和6年度給付金が頂いていない以外の人ということで、この②と③ですね、全体で354人というふうになっていましたけど、この②と③でおおよそどのぐらいの方が該当になるのか、お願いします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 先ほどの全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、あくまでも①から③に全て該当することが要件となります。この該当する要件に当てはまるだろうとする人数を３５４人としているわけで、実際に支給対象者が何人ということは今の段階では言えません。よって、対象者からの申請書が届いた段階で、その方々の所得等を見て審査した結果、該当になると思われた者に対しては、町で支給を進めるという流れになりますので、御理解ください。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1 番（酒井益幸君） はい。最後の質問にいたします。国は11月末までに期限を区切ってこの事業を進めているわけなんですけれども、町としましては短期間で、事務作業が煩雑で負担が大きいものなのかなというふうに思うわけですが、この辺に関して町の準備等、期限を区切ったところまでにきっちり事務事業が終えるということでお願いをするわけなんですけれども、その辺に関しての事務事業に関して、これは町民あつての給付事業なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） はい。まず、1月1日の税情報をもとにということで、6月2日を基準といたしまして、住民税の情報を確定したと。その中で町としては対象者の絞り込みを行ったということで、9月1日から事業するに当たり今回臨時会を開催させていただいて、11月30日までに間に合うという判断ですね、今進めておりますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第43号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） 以上をもって、本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって令和7年第3回新冠町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前10時27分 閉会）